

# 公共施設利用に際しての新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

令和2年4月 8日

(改定) 令和2年4月16日

(改定) 令和2年5月26日

(改定) 令和2年6月22日

(改定) 令和2年9月29日

東海村新型コロナウイルス感染症対策本部

東海村公共施設の利用に当たり、新型コロナウイルス感染症の流行による住民の生活等への影響を最低限とするための対応方針を次のとおり定める。

## 1. 施設における取り組み

### (1) 感染予防について

- ① 感染対策については、適宜、所管課から適切な指示・指導を受ける。
- ② 新型コロナウイルス感染症に対する予防策（咳エチケット・手洗いの励行）に関するポスター等を掲示し、職員及び利用者への周知を図る。
- ③ 人の密集、密閉空間、長時間の利用、対面での接触の機会をつくらない対策を行うこととし、ポスター等で周知を図る。
- ④ 出入り口は出来る限り一本化し、利用者への周知徹底を図る。可能であれば、事務室・管理棟から見える出入り口のみを開放する。また施設に入る前に石鹸・流水による手洗いの励行又はアルコール手指消毒薬の使用を周知し、必要物品を準備する。
- ⑤ 利用者等の人数は、イベント等の類型に応じ、次のとおりとする。

イベント等の類型	収容率	開催要件
入場者が大声での歓声・声援等を発し、又は歌唱するおそれがないもの	100%以内	収容定員が設定されていない場合は、密が発生しない程度の間隔（最低限人と人が接触しない程度の間隔）を確保する。
上記以外のもの	50%以内	収容定員が設定されていない場合は、十分な人と人との間隔（1m）を確保する。

- ⑥ 施設に応じた感染症対策マニュアルを作成・掲示し、職員全員が内容を共有する。

## (2) 施設の消毒・環境整備について（屋内施設）

- ① 施設内の共用部分（水道の蛇口・ドアノブ・手すり・カウンター）については、利用者が頻繁に触れる場所を、1日に1回程度、消毒液等で消毒する。（利用者が退館した後が望ましい）
- ② 施設内のトイレについては、水道の蛇口・手すり・レバー・ドアノブ・ペーパーホルダー等、利用者が頻繁に触れる場所を、1日に1回程度、消毒液等で消毒する。
- ③ 事務室のテーブル・ドアノブ・電話等の共有部分で、職員が頻繁に触れる場所を1日に1回程度、消毒液等で消毒する。
- ④ 会議室等を貸出した時は、利用団体が利用する都度及び閉館時に、テーブル・ドアノブ等、利用者が頻繁に触れる場所を、消毒液等で消毒する。
- ⑤ 手洗い場・トイレに石鹸又は手指アルコール消毒液を整備し、利用者に石鹸と流水による手洗い、または、アルコールで手指消毒を励行するようポスター等で周知する。
- ⑥ 感染症予防・発生時の対応のための物品を準備する。（使い捨て手袋・マスク・エプロン・拭きとり用の布又はペーパータオル、消毒液等、ビニール袋、専用バケツ等）
- ⑦ 事務室や利用中の部屋等、人が在室している室内においては、窓の開閉、換気設備の運転などにより、十分な換気を行うこと。
- ⑧ 消毒や換気の作業確認チェックシート等を作成・掲示し、作業実施を定期的を確認する。  
※屋外施設においては、屋内施設の消毒方法に準じて実施することとし、原則、施設管理者が清掃を行う際に合わせて消毒作業を行う。

## (3) 職員の健康管理について

- ① 職員は、出勤前に各自で体温を計測し、発熱が認められる場合には、出勤しない。
- ② 職員は健康管理に留意する。（バランスの良い食事や睡眠・休息を十分にとり、家庭での感染対策も行う）
- ③ 所属長は、「健康管理シート」等を活用し、所属職員の体調管理に努める。体調が悪い職員については医療機関の受診を勧奨し、必要に応じて受診結果・治療内容を把握する。

## (4) 感染症の疑いのある利用者の対応について

- ① 感染症発症の疑いのある利用者を発見した場合には、速やかに所管課長へ報告し、指示を仰ぐ。

- ② 感染症発症の疑いのある利用者がある場合は、他の利用者と接触しないよう隔離しつつ、医療機関の受診勧奨や救急要請等に関し、所管課を含めて協議する。
- ③ 感染症の疑いのある利用者が退館後、速やかに清掃・消毒等ができる体制を整える。

#### (5) その他

- ① 感染者が当該施設の利用をしていた事が判明した場合、所管課長に報告し、対策本部の指示を仰ぐ。

### 2. 利用者に対し求める取り組み

- ① 主催者及び代表者は、利用者、参加者及び観覧者の健康状態（体温、咳、だるさ、食欲の有無）を把握し、発熱者や体調の悪い方が参加しないよう対処すること。
- ② 窓の開閉、換気設備の運転などにより、十分な換気を行うこと。
- ③ 手洗いや手指消毒等を励行すること。
- ④ 咳エチケットを守り、参加者にマスクの着用を促すなど、各自感染予防に努めること。
- ⑤ 会議室や体育施設を利用する場合、主催者及び代表者は利用者等の氏名、連絡先の入った利用者名簿及び「健康状態確認表」等（以下、「名簿等」という）を整備し、利用する際に施設管理者の確認を受けること。なお、名簿等は4週間保管し、後日、利用者感染者が確認された際に、保健所の調査に協力すること。
- ⑥ 利用時間を短縮するとともに、人の密集、対面での接触の機会を作らないよう配慮すること。
- ⑦ 利用者は、会議室等を利用する際に、職員の指示の下、清掃及び消毒を行うこと。

### 3. 利用者の施設利用に当たっての条件

上記事項に従わない場合は、利用の中止等を求めるものとする。